

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)

年 月サービス提供分

区 分	1 新規	2 継続	3 廃止
-----	------	------	------

1 常勤専従の主任介護支援専門員の状況 イ(1)・ロ(2)・ハ(2)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

①主任介護支援専門員	氏名: 主任介護支援専門員研修 修了年月日: 年 月 日
②主任介護支援専門員	氏名: 主任介護支援専門員研修 修了年月日: 年 月 日

← 加算Ⅰの場合のみ2名必要
加算Ⅱ・Ⅲ・Aは2人目の記入不要

※ 主任介護支援専門員更新研修受講者は、最新の更新修了日を記載すること。

2 介護支援専門員の状況 イ(2)・ハ(3)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援 専門員数	人	内 訳	常 勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人
常勤換算方法による専従(Aのみ)							人	

※ 上記1に記載した主任介護支援専門員は除く。

※ 介護支援専門員の名簿(介護支援専門員の登録番号を記載したもの)を添付すること。

3 定期的な会議の開催 イ(3)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議をおおむね週1回以上開催している。	有 ・ 無
開催年月日	

※ 「有」の場合には、開催記録を添付すること。記録は2年間保存しなければならない。

議題については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第三の11(3)③に沿った議事を含めること。

4 連絡体制の確保 イ(4)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	有 ・ 無
具体的な方法	

※ 「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

5 利用者の状況(報告月の状況)

(1)要介護3~5の占める割合 イ(5)関係 【加算Ⅰ】

利用者数 (合計)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3~5の割合
人	人	人	人	人	人	%

(2)介護支援専門員1人あたりの利用者数 イ(10)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

利用者数(A)	人	介護支援専門員数(B) (常勤換算)	人	1人あたり利用者数 (A)÷(B)	人
---------	---	-----------------------	---	----------------------	---

※ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員一人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は50名未満)であること。

6 介護支援専門員への研修 イ(6)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員に、計画的に研修を実施している。	有	・	無
-------------------------	---	---	---

※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

7 地域包括支援センター等との連携について イ(7)・(8)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

(1) (地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者に居宅介護支援の提供を開始した。	有	・	無
	開始件数 :		件
(2) 地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。	有	・	無
	具体的な体制 :		
(3) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加した。	有	・	無
	参加年月日 :		

8 減算の適用について イ(9)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

特定事業所集中減算が適用されている。 ※ 「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」にて確認すること。	有	・	無
---	---	---	---

9 実習の受入れについて イ(11)関係【平成28年度から適用】

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。	有	・	無
---	---	---	---

10 事例検討会、研修会等の共同実施について イ(12)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	有	・	無
--	---	---	---

※ 「有」の場合には、実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

11 居宅サービス計画の作成について イ(13)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	有	・	無
--	---	---	---

※ 生活支援のサービスとは、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域住民による自発的な活動によるサービス等をいう。